

## 「体罰」とコミュニケーション

「体罰」がなぜなくならないのか、「体罰の否定」という（我（我）にとって）自明のことが、なぜ広く行き渡らないのか、ということを考えていました。あるアンケートによると、なんらかの形で「体罰を否定できない」という意見の人が、むしろ60%を超える多数派だという記事も見つかります。先日、高校生への「体罰」事件へ損害賠償を認めた判決直後の朝日新聞（96. 9. 19）に、「私自身は、判決に共感するけれど、法で定められている体罰の否定に異論があるのなら、法の改正ということで議論をおこすべきだ」という趣旨の、天声人語の記事がありました。なぜ、「体罰の否定」という自明なこと（?!）について、そのような意見が載るのか、考え込んでいました。

さて、最近「体罰事件」のMちゃんの裁判で、集会へ向けて資料の整理をしていて、「体罰はコミュニケーションの否定である」「コミュニケーションをとる意思のないところから体罰が起こる」というような趣旨の文に出会い、私自身もその時までそのような意見を抱いていて、そのような文も書いていたのですが、何か違うと考え込んで、そのような考えが間違っていたのではと思いつきました。

「体罰」は、時として、コミュニケーションをとろうとして起こることがあるのではと考えてきたのです（Mちゃんへの「体罰」はコミュニケーションの否定として機能してしまったのですが、自閉症児への「体罰」が時として、指導者に服従させることに「成功する」という形で、「コミュニケーション」が成立する場合もあることがあることを、同じ資料の整理の中でつかみました）。そこで、一般的に「コミュニケーション」という言葉を使っているけれど、「体罰」を否定する者と容認する者では、どうも「コミュニケーション」という言葉の意味を違ったところで使っているのではないかと想えます。

「体罰」を否定する我々がコミュニケーションという場合、対等な関係における相互交通における対称的な意志疎通というところで押さえていて、そこで論を進めていたのですが、それを狭義の「コミュニケーション」とすれば、もうひとつ別の広義の「コミュニケーション」というものがあるのだということに気づきました。

それは、例えば物語りであるとはいえ、アンクル・トムと「主人」の間でもそれなりにコミュニケーションが成立していますし、また、かつて女性差別が今程とらえられていなかった時代のドラマなどのシーンで、「女房」が「亭主」の気持ちを以心伝心的にくみ取り、お茶を入れたり、灰皿をもってくるなどの場面があり、そこでは、以心伝心的なコミュニケーションらしきことが成立しています。また、刑事ドラマの取り調べなどで、一方の刑事が被疑者を脅し、もう一方の刑事がなだめるなどの役割分担した取り調べなど、なだめ役だけをコミュニケーションをとる行為として押さえがちですが、脅し時には殴るという行為自体も、コミュニケーションの否定ではなく、むしろ黙秘・否認している被疑者と無理やり（こじあけるような）コミュニケーションをとる、ということではないかとも思います。また、ヒエラルヒーのある組織において、指導する立場・命令する立場—受ける立場という関係をはっきりさせるために、最初に構えて相手を論破するとか、時には、強圧

的に押さえ込んで、指導－被指導の関係をまずはっきり固定化するところからはじめるという行為も、広義の意味ではコミュニケーションの否定ではなくて、むしろコミュニケーションを秩序づけようという行為だととらえられます。いずれも、必ずしも、暴力がコミュニケーションの破壊につながらないで、表面的な（広義の意味での）コミュニケーションの成立をもたらすことと指摘しうることです。動物の「調教」にもこのようなことが使われることがあります。

しかし、そこで成立するコミュニケーションとは何か、その中身が問題になります。確かに差別される側が積極的に差別を受け入れさせられるという面においては、コミュニケーションが成立するとしても、そのような関係は、被差別者が差別を差別としてとらえた時、とたんに成立しなくなるコミュニケーションですし、時間的広がり的に普遍性をもたないコミュニケーションとしてとらえられます。また、そのコミュニケーション（広義）の非対称性、すなわち、そこにおけるコミュニケーションは上下関係が固定化した、そして一方通行的非対称性として指摘できます。差別を語る時に、常に指摘しえる非対称性がここでも指摘できるのです。

さて、教員などの「体罰」を否定するひとたちの間でも、親の子供への「体罰」は肯定するなり、留保するひとがいるのですが、よく理解できません。差別の問題を考えると、「おとな」の「こども」への支配という問題がつねに問題になってきます。そこから押さえると、反差別ということでは親の子供支配という問題の解決の道筋を押さえることなしに、反差別ということが語れなくなります。そこで問題になっているのは、愛情があれば、コミュニケーションがあれば、叩くという行為が叩かれた本人のためになるということもある、という押さえ方ですが、これは教員と生徒の間でも言えることであり、この論理こそが、「体罰」がなくせない根拠になっているのではないかと思えるのです。確かに、ある場面では、叩かれることによって、子供が何かをつかみということはあるかもしれませんが、そこでつかむのは、同時に「なぐってもよいんだ」と殴る関係を学ぶ、上下関係を（受け入れることを）身をもって学ぶということです。だから、反差別の立場で、対等な関係の相互交通的な豊かなコミュニケーションという、狭義のコミュニケーションということを押さえる時に、そのような関係性を作っていくのだという姿勢では、「体罰」といわれる暴力行為は、親の子供に対する愛情が故の「体罰」もゆるされないと思います。

さて、こんなことを考えている中で、私自身が押さえそこなっていたコミュニケーションの内容については、以前から展開してきた、絶対的排除と相対的排除の関係と類比してとらえられるのではないかと思いつきました。すなわち、コミュニケーションということ、(コミュニケーションの)成立－非成立というところで機械的にわけてとらえることは、差別を排除型－絶対的排除としてしかとらえないということにつながっています。相対的排除の観点、抑圧型の差別をとらえた時、そのことと類比して、広義のコミュニケーション（抑圧ということを含み込んだコミュニケーション）ということをとらえられるのではないかと想っています。そして、コミュニケーションを巡って問われていることは、反差

別というところでの、広義のコミュニケーションから、狭義のコミュニケーションへ、上下関係のない相互交通的なより豊かなコミュニケーションへ転換していくということが必要なのだと思います。「体罰」ということも、そのあたりでちゃんととらえたところで、批判していくことこそが重要なのではないのでしょうか?!

（注）誤解のないように、断っておきますが、私は非暴力主義者ではありません。被差別者が差別という暴力を被っている現実において、差別した当事者が居直り、攻撃を続け、対話さえも拒否している時に、非暴力的に対応すべきなどとは思いません。しかし、むやみにアンチとして対抗的に暴力的に対応するという方法には慎重であるべきだとは思います。ある場面で、勢力関係的に優位であっても、そこでなした行為によってその場面が解かれたときに、反動的なリアクションがかえってくるという方法論的な問題がひとつあります。もうひとつは、差別する者と被差別者の側との上一下関係において、下からの反撃としての範囲内での、暴力の行使は認められる（と私は思います）とはいえ、暴力の行使が力関係を特殊的に逆転させるということが起きれば、それは反差別という観点では許されないと思われるからです。

↓

これらを止揚した狭義の意味でのコミュニケーションの成立  
リンカーンの提言。  
指導者意識 KFと言友会

- ・ 暴力の行使が狭義の意味でもコミュニケーションをなりたたせる時があるか？  
差別的な関係性の固定化をつぶす糾弾闘争の一形態としての暴力の行使  
ただ、これにおいても負の反作用をもたらす可能性
- ・ 相対的排除が差別ととらえられないこととの類比